

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 資料紹介：<br>国立公文書館所蔵『引揚者在外事実調査票』『青島市』を分析対象とした青島からの引揚状況                                                                                                                                                                                                            |
| Sub Title        | 资料介绍：从国立公文书馆所藏《引扬者在外事实调查表. 青岛市》为中心来看青岛遣返情形<br>Document introduction : an analysis of the repatriation situation from Qingdao based on the 'Qingdao City' section of the "Survey of the overseas facts of repatriates" stored at the National Archives of Japan |
| Author           | 山本, 一生(Yamamoto, Issei)                                                                                                                                                                                                                                        |
| Publisher        | 「満洲の記憶」研究会                                                                                                                                                                                                                                                     |
| Publication year | 2024                                                                                                                                                                                                                                                           |
| Jtitle           | 満洲の記憶 No.10 (2024. 12) ,p.199- 208                                                                                                                                                                                                                             |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                                                                |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                                                                |
| Notes            |                                                                                                                                                                                                                                                                |
| Genre            | Journal Article                                                                                                                                                                                                                                                |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO32003001-20241200-0199">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO32003001-20241200-0199</a>                                              |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料紹介

### 国立公文書館所蔵『引揚者在外事実調査票』 「青島市」を分析対象とした青島からの引揚状況

山本一生

#### はじめに

日本の敗戦に伴う引揚げについて、近年多くの研究が出ている。しかし、いずれの研究も「満洲国」からの引揚げに集中しているのが現状である<sup>1</sup>。そこで、本稿では満洲以外の中国本土からの引揚げについて、青島を事例に紹介する。その方策として、国立公文書館所蔵『引揚者在外事実調査票』（以下「調査票」と略記し、カギ括弧を用いない）の「青島市」を分析する<sup>2</sup>。『調査票』については、既に木村由美・西崎純代がその意義について考察している<sup>3</sup>。

なお、加藤聖文に拠ると、1945年11月から1946年末にかけて、米軍の船舶などにより青島・天津・塘沽・上海・広東などの中国本土の港から残留

- 1 加藤聖文『海外引揚げの研究』（岩波書店、2020年）では、満洲国からの引揚げだけでなく、朝鮮・台湾・樺太からの引揚げについて検討した。青島をはじめとする中国本土からの引揚げについては、第1章と第3章第3節で言及している。
- 2 国立公文書館所蔵『引揚者在外事実調査表』「青島市」請求番号：厚生労働省平成23年度つくば書庫 7/7-61/2803
- 3 木村由美・西崎純代『「引揚者在外事実調査票」の資料紹介－歴史資料としての意義とデータ活用の可能性－』『立教経済学研究』第77巻第2号、2023年10月。

日本人約 49 万人が順次引揚げたという<sup>4</sup>。そうすると、中国本土からの引揚げは全体の約 15%である。また木村・西崎に拠ると、厚生省統計の民間人引揚者数は 318 万 8085 人で、『調査票』掲載数 226 万人と比較すると、引揚者の 70.8%を捕捉している計算となる<sup>5</sup>。青島からの引揚げはそのごく一部である。しかし後述するように、『調査票』のうち「青島市」は 1 冊のみであることから、比較的データを整理しやすい。そこで本稿では引揚げ状況について、男女と年代別、引揚出港地と引揚上陸地、「外地」での居住地と引揚げ後の居住地という 3 つの観点から、このデータを分析する。

## 1 青島に関する『調査票』について

### (1) 国立公文書館所蔵『引揚者在外事実調査票』（未帰還調査部）

そもそも、『調査票』とは何か。国立公文書館デジタルアーカイブの「資料群詳細」には、以下のように解説されている。

昭和 31 年 (1956) に当時の厚生省引揚援護局未帰還調査部が、「引揚者在外事実調査規則」(厚生省令第 13 号・昭和 31 年 5 月 1 日公布) に基づき実施した調査記録の個票 (調査票)。同調査は、昭和 20 年 8 月 9 日現在で「外地」に在住し、同年 8 月 9 日以降「本邦」に引き上げた軍人・軍属を除く者を対象に実施された。調査票は世帯単位での記入となっており、世帯代表者・世帯構成員の氏名・生年月日、外地における住所・職業、引揚時の状況等を記載した。調査票は都道府県知事を経由して厚生大臣に提出された。提出された調査票を綴じた簿冊の表紙には、昭和 20 年 (1945) 8 月 9 日当時の所在地名 (当時の「省名」「都市名」) が記載され、地域により昭和 31 年当時の現住所 (都道府県別) が記載された

---

4 加藤聖文前掲書、95 頁。なお、台湾国史館所蔵資料に拠ると、1945 年 9 月 5 日時点で中国側に把握していた青島の日本人 (台湾人、朝鮮人含む) は、27,428 人だった (同書 257 頁)。

5 木村由美・西崎純代前掲論文、48 頁。

ものと、世帯代表者名の読みの冒頭の1字を記載されたものがある<sup>6</sup>。

『引揚者在外事実調査票』は厚生省（当時）が1956年に実施した調査記録であり、調査票は世帯単位で作成され、1945年8月9日現在の在住都市ごととに分類された資料である。そこで、国立公文書館所蔵の『引揚者在外事実調査票』簿冊数を表1にまとめた。

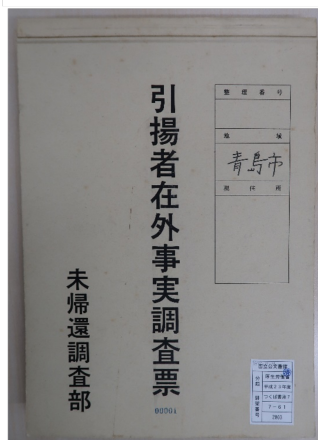
このように朝鮮北部が161冊、樺太が150冊と最も多く、「満洲国」各地や、中国大陆の各都市が続く。青島は、今回紹介する簿冊1冊だけである。

なお、国立公文書館デジタルアーカイブの解説では、なぜこのような膨大な資料が作成されたのか、その目的と経緯についての詳細は言及されていない。安東会が発刊した『ありなれ 昭和三十一年五月』号には以下のようにある。

表1 『引揚者在外事実調査票』作成数

| 引揚港  | 簿冊数 | 引揚港 | 簿冊数 | 引揚港 | 簿冊数 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 南鮮   | 1   | 間島省 | 21  | 天津  | 46  |
| チチハル | 1   | 浜江省 | 21  | 牡丹江 | 50  |
| 青島   | 1   | 山西省 | 23  | 北京  | 51  |
| 大連市  | 2   | 内蒙古 | 23  | 吉林省 | 51  |
| 湖北省  | 3   | 興安  | 25  | 上海  | 58  |
| 浙江省  | 3   | 河北省 | 25  | 山東省 | 61  |
| 広東   | 7   | 安東省 | 26  | 哈尔滨 | 64  |
| 満州不明 | 7   | 四平省 | 26  | 新京市 | 106 |
| 安徽省  | 9   | 東安省 | 30  | 関東州 | 117 |
| 武漢   | 9   | 北安省 | 32  | 奉天省 | 123 |
| 河南省  | 10  | 竜江省 | 34  | 奉天市 | 126 |
| 熱河省  | 12  | 三江省 | 38  | 樺太  | 150 |
| 黒河省  | 13  | 江蘇省 | 39  | 北鮮  | 161 |
| 通化省  | 18  | 錦州省 | 43  |     |     |

図1 『引揚者在外事実調査票』青島



6 「引揚者在外事実調査票」<https://www.digital.archives.go.jp/fonds/4676121.html>（2024年7月8日閲覧）

海外引揚者の在外資産の国家補償を要望する運動は全国引揚連合会並に在外資産補償確定期成同盟の寧日なき運動がみとめられてさきには衆参両院の満場一致の処理促進決議となり更に又本年五月一日官報を以て厚生省令第十三号引揚者在外事実調査規則が発令されましたから全国の都道府県知事を通じて其の調査が開始されることになりました。／此度の補償の直接の対象は不動産とか動産とか引揚者が外地に残して来た資産ではなくて其れ等に対する国家の調査や対策が決定する迄一先づ全引揚者の世帯数に対し在外年数を基準として一律に暫定的に補償を要望した暫定措置案に基づいて補償が行はれる筈と思います<sup>7</sup>。

「海外引揚者の在外資産の国家補償を要望する運動」が衆参両院で認められた。その結果 1956 年 5 月に厚生省令第十三号引揚者在外事実調査規則が発令された。これに伴い、「外地」での有職状況を調査することで引揚げ後の勤続年数に合算し、在外資産の国家補償のための資料作成をするために調査が行われることとなった。

調査目的については、『調査票』の裏面に「この調査は、総理府に設置されている在外財産問題審議会の今後の審議に必要な資料を得るために行うもの」との記載がある。なお、『調査票』作成の経緯については、前述の木村・西崎に詳しい<sup>8</sup>。

## (2) 資料の形式について

「調査票」には 2 種類の様式がある。

【様式 1】世帯主 111 名、合計 265 名

項目は以下の通りである。

①世帯代表者：氏名、ふりがな、終戦時の住所、現住所、本籍、引揚げ後

---

7 『ありなれ 昭和三十一年五月』、12-13 頁。同資料は菅野智博氏の提供による。記して感謝申し上げる。

8 木村・西崎前掲論文、45-49 頁。

最初の住所、現在の職業、勤務先、在外年数

②世帯員の状況その1(生存):氏名、続柄、性別、生年月日、外地渡航年月、引揚出港地、船名、上陸地、引揚年月日

③在外中の世帯主の職業状況

最長期(職業、勤務先、期間)終戦時(職業、勤務先、期間)

## 【様式2】 126名

①世帯主又は世帯代表者氏名、世帯主との続柄、生年月日、現住所、本籍地、終戦時の職業、所在地

②A 引揚事実、B 在外事実、C 在外年数

なお、本稿での入力ルールとして、現住所は市区町村までとした。

## 比較検討

様式2の方が「調査事項」での記述が多く、質的調査となっている。そのことから、調査の力点が1と2で異なると考えられる。調査目的は、おそらく以下のようなものと思われる。

様式1 誰がいつ、どこの港から国内のどの港に引き揚げたのか、「外地」での職業は何か

様式2 誰がいつ、どのような経緯で引き揚げたのか、「外地」での職業を証明できるか、「外地」での履歴は何か

そのため、様式1は引き揚げ結果、2は引き揚げのプロセスに重点があると考えられる。様式1は量的統計がやりやすいが、様式2は資料の加工が必要である。そこで次章ではひとまず様式1を分析し、その結果を示す。

## 2 分析結果

### (1) 年代に関する統計結果

引揚者を男女別に分類すると、男性 134 名、女性 127 名と男性の方が若干多い。次に年代について 1945 年 8 月 9 日現在と 1956 年 8 月 31 日現在に分類して整理する。

まず、1956 年の 9 歳以下の者は 28 名で、全て「外地」で生まれた<sup>9</sup>。次に人数が最も多い年代を見ると、1945 年は 20 代の 52 名、1956 年は 30 代の 55 名である<sup>10</sup>。職業状況についての分析は今後の課題とするが、働き盛りの年代が『調査票』の提出に協力的だったと言える。

表2 様式1の男女別と年代別

| 男女 |     | 1945年 |     | 1956年 |     |
|----|-----|-------|-----|-------|-----|
|    |     | 年代    | 人数  | 年代    | 人数  |
| 男  | 134 | 0-9   | 47  | 0-9   | 28  |
| 女  | 127 | 10-19 | 47  | 10-19 | 46  |
| 不明 | 4   | 20-29 | 52  | 20-29 | 50  |
|    |     | 30-39 | 33  | 30-39 | 55  |
|    |     | 40-49 | 35  | 40-49 | 34  |
|    |     | 50-59 | 11  | 50-59 | 33  |
|    |     | 60-69 | 3   | 60-69 | 12  |
|    |     | 70-79 | 1   | 70-79 | 6   |
|    |     |       |     | 80-90 | 1   |
| 総計 | 265 | 総計    | 229 | 総計    | 265 |

### (2) 引揚に関する統計結果

表3に拠ると、引揚出港地は青島が192名と全体の72%を占める。次節

9 うち1名は引揚船出船後の生年月日であることから、おそらく引揚船内で出生したと思われる。

10 1945年から56年と11年の差であるため、10歳ごとの生年月日の区切り方では編入される年代にズレが生じる。そのため、各年代で同じ人数にはならない。

では青島市区部在住者が84名だったことを確認するが、他の100名近くは青島以外から青島に集まった後、引き揚げたものと考えられる。次に上陸地について分析すると、鹿児島91名、佐世保87名、博多29名、門司5名となっており、九州への引揚げが約8割にのぼっている。特に鹿児島と佐世保で67%と、この2港で大半を占めている。他は中国地方である。

表3 様式1の引揚げに関する統計結果

| 引揚げ出港地 |     | 上陸地    |     | 引揚げ日            |    |
|--------|-----|--------|-----|-----------------|----|
| 青島     | 192 | 鹿児島    | 91  | 1945年12月23日     | 14 |
| 塘沽     | 18  | 佐世保    | 87  | 1945年12月15日     | 13 |
| 釜山     | 11  | 博多     | 29  | 1945年12月20日     | 13 |
| 上海     | 1   | 仙崎     | 14  | 1946年1月9日       | 11 |
| 天津     | 5   | 長崎県南風崎 | 7   | 1945年12月16日     | 9  |
| 大連     | 5   | 門司     | 5   | 1945年12月18日     | 9  |
| 壺盧島    | 5   | 広島     | 5   | 1945年12月19日     | 9  |
| 太姑     | 4   | 下関     | 3   | 1945年12月25日     | 9  |
| ナホトカ   | 1   | 萩      | 2   | 1946年4月25日      | 9  |
| パラウ諸島  | 1   | 浦賀     | 1   | 1945年12月12日 水曜日 | 8  |
|        |     | 舞鶴     | 1   | 1945年12月14日 金曜日 | 8  |
|        |     | 神戸     | 1   | 他1945年12月       | 12 |
| 不明     | 22  | 不明     | 22  |                 |    |
| 合計     | 265 |        | 265 |                 |    |

しかし、分析の結果以下のような疑問がある。第一に、戦前に展開されていた命令航路（ルート）と異なる。例えば1934年当時、大阪商船は大阪青島線（航海回数2回、寄港地：神戸、広島、門司）と高雄天津線（航海回数2回または3回、寄港地：基隆、福州、上海、青島、大連）の2つの命令航路があった<sup>11</sup>。また日本郵船も大阪青島線（航海回数2回、寄港地：大阪、神戸、門司、青島）と青島臨時線（寄港地：横浜、大阪、門司、青島、天津、大連、武豊、横浜）の航路があった<sup>12</sup>。こうした航路と引揚げルートは重ならない。アメリカ海軍船舶だったため、異なったルートとなったのだろうか。

11 『大阪商船株式会社五十年史』大阪商船株式会社、1934年、279-280頁。

12 『日本郵船百年史資料』日本郵船株式会社、1988年、737頁。



命令航路と引揚げルートが異なる背景の分析については、今後の課題とする。

第二に、引揚げ日は1945年12月に集中している。特に、12月15日以降となっており、合計104名がこの月に引き揚げている。では、1945年12月に何があったのだろうか。

加藤聖文に拠ると、1945年8月12日に米陸軍参謀総長マーシャルが残留日本人の送還計画を構想し、9月12日に重慶で日本人送還に関する米中共同委員会の最初の会合が開かれたという。10月25日から27日にかけて上海で米中の合同会議が開かれ、日本人送還基本計画「オクトーバープラン」が決定された。この計画は国府軍が送出港に日本人を移送し、米軍が海路輸送を行う2段階方式だった。ただし、この時はまだ満洲からの日本人送還は除外されていた。12月15日にアメリカのトルーマン大統領が中国問題への積極的関与を趣旨とする対中政策を表明し、中国へマーシャルを特使として派遣し、国民政府と共産党との調整に乗り出すこととなった。その文脈で、中国社会の不安定要因になりかねない軍民合わせて200万人を超える残留日本人（満洲を含む）の送還を決定した<sup>13</sup>。以上の加藤の研究を参照すると、青島からの引揚げが1945年12月と比較的早期に行われた理由としてアメリカ側の対中政策の変化があったと考えられる。

### （3）居住地の移動についての統計結果

本節では、青島からの引揚者が引揚げ後にどのように移動したのか、その結果を考察する。まず、「終戦時住所」が確認できた108名中84名と約8割が「青島市区部」から引き揚げた。引揚上陸地は前節で考察したように、鹿児島や長崎など九州への上陸が約8割だった。しかし鹿児島を本籍地としている者は2名、九州全体でも18名と僅かであった。長崎を本籍地とする者はなかった。そのため引揚上陸地は引揚げ先を考慮に入れず、アメリカ軍は青島からの距離の関係から九州へ引揚者を運んだ可能性がある。

一方、本籍地で多いのは神奈川と大阪の13名、東京10名である。さらに

---

13 加藤聖文前掲書、43-49頁。

表4 様式1の居住地

| 終戦時住所 | 本籍地 |     | 引揚地 |     | 現住所 |     |    |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 青島市区部 | 84  | 神奈川 | 13  | 大阪  | 12  | 大阪  | 30 |
| 青島市滄口 | 3   | 大阪  | 13  | 佐賀  | 12  | 東京  | 27 |
| 青島市四方 | 1   | 東京  | 10  | 神奈川 | 11  | 神奈川 | 13 |
| 青島不明  | 6   | 佐賀  | 9   | 群馬  | 5   | 佐賀  | 11 |
| 大原    | 3   | 長野  | 6   | 東京  | 4   | 群馬  | 4  |
| 済南    | 3   | 兵庫  | 5   | 長崎  | 4   | 宮崎  | 3  |
| 北京    | 2   | 和歌山 | 4   | 熊本  | 4   | 和歌山 | 3  |
| 上海    | 1   | 福岡  | 4   | 栃木  | 4   | 宮城  | 2  |
| 天津    | 3   | 長崎  | 4   | 長野  | 4   | 長崎  | 2  |
| 中国不明  | 2   | 栃木  | 4   | 鹿児島 | 3   | 静岡  | 2  |
|       |     | 群馬  | 4   | 宮崎  | 3   | 栃木  | 2  |
|       |     | 宮崎  | 3   | 大分  | 3   | 福島  | 2  |
|       |     | 宮城  | 3   | 福岡  | 3   | 岡山  | 1  |
|       |     | 静岡  | 3   | 宮城  | 3   | 大分  | 1  |
|       |     | 山口  | 2   | 静岡  | 3   | 愛知  | 1  |
|       |     | 福島  | 2   | 和歌山 | 3   | 千葉  | 1  |
|       |     | 新潟  | 2   | 山口  | 2   | 山口  | 1  |
|       |     | 奈良  | 2   | 愛知  | 2   | 長野  | 1  |
|       |     | 埼玉  | 2   | 千葉  | 2   | 京都  | 1  |
|       |     | 鹿児島 | 2   | 奈良  | 2   | 兵庫  | 1  |
|       |     | 岡山  | 2   | 富山  | 1   | 鹿児島 | 1  |
|       |     | 大分  | 2   | 兵庫  | 1   | 岐阜  | 1  |
|       |     | 三重  | 1   | 新潟  | 1   |     |    |
|       |     | 福井  | 1   | 三重  | 1   |     |    |
|       |     | 富山  | 1   | 高知  | 1   |     |    |
|       |     | 千葉  | 1   | 香川  | 1   |     |    |
|       |     | 滋賀  | 1   | 埼玉  | 1   |     |    |
|       |     | 京都  | 1   | 岡山  | 1   |     |    |
|       |     | 岐阜  | 1   | 茨木  | 1   |     |    |
|       |     | 茨城  | 1   | 茨城  | 1   |     |    |
|       |     | 秋田  | 1   | 山梨  | 1   |     |    |
|       |     | 愛知  | 1   | 福井  | 1   |     |    |
|       |     |     |     | 愛媛  | 1   |     |    |
|       |     |     |     | 秋田  | 1   |     |    |
|       |     |     |     | 石川  | 1   |     |    |
|       |     |     |     | 岐阜  | 1   |     |    |

引揚地は大阪と佐賀で12名、神奈川11名である。佐賀を除いて、関西や関東への引揚げが多く、九州からは遠い。また1956年現在の現住所は大阪30名、東京27名、神奈川11名と都市部への移動が見られる。特に東京は引揚地としては僅か4名だったが、27名へと増えている。この点は職業の変遷を踏まえて分析する必要があるが、就業に伴う移動であった可能性が高い。

## おわりに

以上、本稿では国立公文書館所蔵『引揚者在外事実調査票』の「青島市」のうち、特に様式 1 記載の 265 名を分析し、紹介した。その結果、引揚げ時の年代は 20 代が最多であり、『調査票』作成時の 1956 年には 30 代が最多となっていた。すなわち、働き盛りの年代が最も多く『調査票』に記録されていた。次に、引揚出港地は青島港が最多、上陸地は佐世保と鹿児島をはじめ九州が 8 割だった。最後に、「終戦時住所」、本籍地、引揚上陸地と 1956 年の「現住所」を比較した。その結果、本籍地を九州とする者は全体的に少なかった。そのため引揚上陸地は引揚先を考慮に入れず、アメリカ軍は青島からの距離の関係から九州へ引揚者を運んだ可能性がある。また「現住所」では引揚上陸地から大阪や東京、神奈川などの都市部に移動している事例が見られた。

今後の課題として、主に 3 点を挙げる。第一に、さらに項目を増やして分析することである<sup>14</sup>。ただし筆者の技術的力量不足から、分析できなかった項目が数多い。かつ様式 1 の一部しか分析できなかったため、今後は様式 2 を含め、『調査票』データを様々な観点から分析したい。

第二に、米軍による引揚船の運用について、その具体的な運用方法を探ることである。上陸港がいつ決まったのか、引揚船が引揚港から出航する際に引揚者にアナウンスがあったのか。米軍側はどのようにして上陸地を決めたのか。今後はアメリカ側の資料を用いることで、引揚げの実態について解明したい。

第三に、引揚者の実態についてである。外務省外交史料館所蔵には引揚者関係名簿が多く所蔵されている。これらの名簿と『引揚者在外事実調査票』の個人情報とを照会することで、個人の動きがより綿密に捕らえることができよう。

---

14 木村由美「樺太大泊町から北海道への引揚げ」(『日本植民地研究』第 36 号、2024 年)では『調査票』を用いて職業と引き揚げ事記の分析まで行っている。今後は同論で用いられた職業分類を参考に、青島からの引揚者の職業分類の変遷まで検討したい。